

交付決定の事前審査対象補助金等

計画作成対象事業経費名	補助金等名称	事前審査の方法	
		審査委員会に 委任するもの	チームで審査 するもの
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		○
大学における教員の現職教育への支援等	教員講習開設事業費等補助金	○	
公立学校施設整備事業	安全・安心な学校づくり交付金		○
	公立学校施設整備費負担金		○
高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金事務費交付金		○
	高等学校等就学支援金交付金		○
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園奨励費補助金		○
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援教育就学奨励費負担金		○
日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業	国際化拠点整備事業補助金	○	
世界トップレベル研究拠点形成促進	国際研究拠点形成促進事業費補助金	○	
革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築	高性能汎用計算機高度利用事業補助金	○	
電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金		○
放射線監視等交付金	放射線監視等交付金		○
国宝重要文化財等保存整備費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金		○
民間ユネスコ活動への助成	政府開発援助ユネスコ活動費補助金	○	

事前審査対象補助金等の交付決定の考え方 (補助金等執行計画調書抜粋)

計画作成対象事業経費名	補助金等名称	①交付対象者の選定の考え方	②審査方法	③補助金額の決定方法
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	c 予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性を確保するため、補助の目的を踏まえ、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の各メニューを実施する申請者からの申請内容を精査し、予算の範囲内で許す限り相手方を選定する。	a 申請者から提出された事業計画書により、申請された内容が補助対象となる事業であるか、実施要領で定める補助対象となる経費であるか等について審査を実施する。	a 各メニューの実施要領に定める補助対象経費のうち、1/3を補助金額とし、各メニューごとの補助金額を合計し、交付する。
公立学校施設整備事業	安全・安心な学校づくり交付金	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」(平成18年4月24日付け文部科学省告示第62号)に基づき、緊急度及び必要性の高い計画から優先して交付金を交付する。	a 「安全・安心な学校づくり交付金交付要綱」により定められた算定割合を事業に要する経費に乗じて算出された額の総和を地方公共団体ごとに交付する。
	公立学校施設整備費負担金	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」に基づき、事業に要する経費を審査する。	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」により定められた国の負担割合を事業に要する経費に乗じて算出された額の総和を地方公共団体ごとに交付する。
高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金事務費交付金	a 法に基づく法律補助であり、交付対象者は法律で定められている。	a 都道府県から提出された交付申請書に基づき、申請内訳の妥当性について審査する。	c 都道府県から提出された交付申請書に基づき、交付要綱に定める受給資格認定者数等に基づいて算出した基準額の範囲内で交付金額を決定する。
	高等学校等就学支援金交付金	a 法に基づく法律補助であり、交付対象者は法律で定められている。	b 私立高等学校等に在籍する生徒等については、個々の認定作業は都道府県に委任している。国の設置する私立高等学校等に在籍する生徒等については、提出された受給資格認定申請書及び加算申出書により審査する。	b 私立高等学校等に在籍する生徒等については、法令に基づき、都道府県からの申請額をもって補助金額として決定する。国の設置する私立高等学校等に在籍する生徒等については、法令で定められた金額に基づき決定する。
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園奨励費補助金	b 交付対象者は就園奨励事業を行うすべての都道府県及び市町村と交付要綱で定められている。	a 申請者から提出された事業計画書により、事業の妥当性等について審査を実施。	a 事業計画書により事業の妥当性等が確認できた都道府県・市町村に対し、申請のあった補助対象経費に補助率を乗じ、予算の範囲内で補助金額を決定。
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援教育就学奨励費負担金	a 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく法律補助であり、交付対象者は、法令で定められている。	a 都道府県から提出された事業計画書により、事業内容、補助対象経費の妥当性等について審査を実施する。	a 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき定められた補助率を申請のあった補助対象経費に乗じて算出する。
電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金	a 交付対象者は発電用施設周辺地域整備法又は交付規則において定められている。	a 申請者から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか、関連資料の確認等により審査を実施。	c 申請者から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか確認できたものについて申請額をもって決定する。(交付限度額は交付規則において規定)
放射線監視等交付金	放射線監視等交付金	b 交付対象者は交付規則で定められている。	a 申請者から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか、ヒアリング等により審査を実施。	c 申請者から提出のあった交付申請書について、交付規則に沿ったものとなっているか確認できたものについて、予算額の範囲内において申請額をもって決定する。(交付限度額は交付規則において規定)
国宝重要文化財等保存整備費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	d 前年度に、都道府県を通じて、市町村、所有者に事業計画の照会及びヒアリングを実施し、文化財の破損状況、事業の緊急性・必要性、事業内容の妥当性を確認した上、補助事業者を選定している。	a 補助事業者から提出される交付申請書の審査を行っている。具体的には、仕様書・設計図等によって事業内容の妥当性、補助要項に基づく補助対象経費であるか、収支予算書・積算内訳明細書によって補助対象経費、積算内訳が妥当であるかなどの審査を行っている。また、必要に応じて文化財調査官が当該文化財の現地調査を行い、当該文化財の破損状況及び事業内容を確認している。	a 補助事業者から提出される交付申請書に記載された補助対象経費の妥当性を確認し、その補助対象経費に補助要項で定める補助率を乗じて、補助額を決定している。